

運営指導における 主な指導事項

通所リハビリテーション 編

埼玉県福祉監査課

通所リハビリテーションの提供について

1. 医師が利用者に対して3月以上の通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に具体的な終了目安となる時期等を明確に記載し、本人・家族に説明すること。
2. 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が、介護支援専門員を通じて、居宅サービス事業所の従業者にリハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達したことを明確に記録すること。

リハビリテーションマネジメント加算

1. 理学療法士等が介護支援専門員に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達したことを明確に記録すること。
2. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士への医師の指示は明確に記録しておくこと。

短期集中リハビリテーション加算

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士への医師の指示は明確に記録しておくこと。

運動器機能向上加算(介護予防)

1. 概ね3月程度の長期目標を達成するため、1月程度の短期目標を設定すること。
2. 運動器機能向上計画の実施期間終了後に実施する、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況についての事後アセスメントを、当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告したことを明確に記録すること。

通所リハビリテーション計画の作成

同意の日付の遅れや漏れがないようにすること。